

## 常滑市あなたとわたしの心をつなぐ手話言語条例

言語は、人類の繁栄・共存・文化創造のために欠かすことのできないものです。手話も音声言語も大切な言語で、どちらも社会の発展に大きく寄与してきました。手話は、手指や体の動き、豊かな表情を使って意思を視覚的に伝え合う言語です。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかし、我が国においては、手話が社会の片隅に押しやられていた時代がありました。昭和初期には、ろう児への教育の場でも、口話教育が推進され、長きにわたり、手話が禁じられ、音声の聞き取りと発音を重視する教育が行われました。その結果、多くのろう児は手話や音声の言語を十分に習得することができず、生きる力も不十分なまま成長していきました。そして、多くのろう者は、この社会を日々の生活の中で地域の人々と適切に関わりを持つことが困難で、暮らしにくい社会と感じてきました。

こうした中で、ろう者やその関係者が運動を続けてきた結果、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語と位置付けられました。そこで今後、私たちは、ろう者や手話を必要とする人が気兼ねなく手話を使える地域社会を作るよう努力せねばなりません。

千年の歴史を有する常滑焼と、近代化を象徴する中部国際空港を擁する常滑市は、懐かしさと新しさが共存し、多様な人々が共生するまちです。

常滑市は、手話は言語であるという認識のもと、手話への理解と普及促進を通じて、市民一人ひとりが多様性を認め合い、その個性と人格を互いに尊重し合いながら、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること、手話を必要とする人が手話により意思疎通を円滑に図る権利を有していること、及びその権利を最大限尊重することを基本として行わなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力する

よう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第5条 市は、手話に関する施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。

(2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。

(3) 手話による意思疎通支援に関すること。

(4) 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 施策の推進方針の策定に当たっては、市が別に定める障がい者に関する計画との整合性を図るものとする。

4 市は、施策の推進方針を公表するものとする。

5 市は、施策の推進方針の策定若しくは変更をする場合又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合は、ろう者、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。